

回 答 書

広秘人第410号
令和2年1月14日

自治体キャラバン広陵町実行委員会

葛城北民主商工会

会長 麓 信二 様

広陵新日本婦人の会

代表 下村 瑛子 様

健生会友の会広陵支部

支部長 寺前 憲一 様

奈良県農民連広陵班

代表 新谷 好史 様

広陵町議会議員

八尾 春雄 様

広陵町議会議員

山田 美津代 様

広陵町長 山村 吉由

貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、様々なご提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

なお、多岐にわたる項目であるため、内容は要点のみとなっておりますが、ご理解のうえ、所属の町議会議員の議員活動等を通じてご確認いただきたくお願い申し上げます。

今後とも、町行政にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

日本国憲法の遵守、憲法違反の安保法制廃止のために

1. 自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、戦争放棄を定めた日本国憲法に違反しています。すみやかに撤回するよう、国に要請してください。

(回答)

わが国を取り巻く安全保障環境は、テロ攻撃や短時間で遠隔地を攻撃するミサイル攻撃をはじめ、今や脅威は容易に国境を越え、どの国も一国のみでは、自国の安全を守れない時代となっています。

このような今日的背景のもと、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くために必要不可欠なものとして、集団的自衛権の行使を認める閣議決定がなされ、関連する安全保障関連法案が衆議院に

提出、国会にて慎重審議の上、平成28年3月29日に施行されたものです。

日本国憲法（以下「憲法」という。）に違反するか否かにつきましては、憲法第81条の規定により最高裁判所が唯一違憲審査を決定する権限を有するものであり、基礎自治体である本町で憲法に違反するか否かを判断するものではありません。

2. 本人や保護者の了解を得ないで自衛隊に名簿を閲覧させたり、印刷物で提供することは中止してください。

(回答)

自衛隊法に基づく自衛官募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項の規定による法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当し、住民基本台帳の一部の写しを閲覧または印刷物での提供ができるものと政府が答弁しています。自衛隊は国の防衛・災害対策を担うもので組織を維持するために必要であると認識しています。

3. 日本国憲法第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。町長も議員も役場職員も憲法遵守義務があることを明確にして行動すべきではないでしょうか。国民が権力者を縛るために制定しているのが憲法です。認識を改めていただきたい。

(回答)

憲法は、主権者たる国民が権力を縛る性格を有しますが、憲法は国民が主権者たるために、自ずと国民も縛る性質を持ち合わせており、義務の履行及び権利を享受するためには、憲法を守ることにより果たせるものと解します。よって、憲法を全ての国民が守ることが当然であることは言うまでもありません。

4. 近隣諸国との平和友好関係を強化するために、地方自治体としても可能な事柄について取り組んで下さい。

(回答)

近隣諸国との平和友好関係については、一義的には外交を取り扱う国の役割ではありますが、本町が取り組んでいるSDGsの目標、第16番において、「平和と公正をすべての人に」が掲げられていることから、平和行政の推進及び国際交流・理解の推進について、総合的に取り組んでおります。

原発再稼働中止、水害被害などの教訓を生かした防災対策の実施を

5. 危険な原発は再稼働しないように国に要請して下さい。再稼働しなくてもこの夏も乗り切れました。引き続き自然エネルギーへの転換を進めて下さい。

(回答)

原発稼働の是非については色々と論じられているところですが、運転については国策に委ね、我々町にできることは粛々と行ってまいりたいと考えます。

6. 昨年に続き長雨・豪雨・風による被害が続いています。今回の台風19号被害は河川の堤防決壊が多発する特徴があり、相次ぐ台風の襲来で復旧作業においても困難が伴うものとなっています。町内では堤防の決壊がなかったのですが、当面、河床の土砂撤去、堤防の強化策、遊水機能の強化が必要です。対策を明らかにして下さい。また避難設備や緊急連絡網の整備など進んでい

ますか。

(回答)

主要河川の高田川及び葛城川の河床堆積土砂取りは、高田土木事務所が町の要望を踏まえながら実施すると聞いております。また、堤防の強化策についても、高田川では下流から川底を下げる改修工事が、葛城川では弁財天から広瀬区間で堤防の嵩上げのための測量・設計が進められています。遊水機能の強化については、平成緊急内水対策事業の貯留施設の適地として3河川が認定を受け、今後県と計画事業規模等の協議を図りながら進めてまいります。

なお、避難設備の整備につきましては、避難設備に関する情報を把握し、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図るため、さらに避難行動要支援者避難支援プランを見直しています。

7. 台風・大雨の時、竹取公園駐車場が自家用車の避難場所に指定されたが「家に戻る手段が分からず利用できなかった」との声があります。第二浄化センターでは近くの運送会社の業務車両が避難していました。県や町の所有地に限定しないで民間の土地についても、予め避難できるように依頼できませんか。今後どのように取り組みますか。

(回答)

本町が過去に経験したことのない想定外の大雨により町内の至る所に浸水が発生したため緊急的に竹取公園駐車場の開放を試みたものです。今後は、このような浸水が想定される場合には、住民自らが行動しやすいよう事前周知に努めているところであります。

また、浸水が懸念されるための措置ですので、自家用車の避難と同時に住民の避難を促すものと捉えています。

なお、竹取公園駐車場以外の避難場所につきましては民間の土地利用含め検討いたします。

8. 「防災放送で何を言っているのか殆ど聞き取れない、家の中では聞き取りが難しい、窓を開けても聞き取ることが難しい。アナウンスの問題なのか、音量の問題なのか、スピーカーの設置場所の問題なのか分析して対応してほしい。」との声があります。防災放送の役割を再度徹底すると同時に、個々の住民に直接連絡が可能であるように、全戸に町負担で無線受信機の貸与を検討して下さい。

(回答)

防災無線スピーカー周辺の住宅から、訓練放送等を実施した際の音が大きすぎるとのご意見もいただいております。地形や風雨等の条件により左右されるのではないかと考えます。

また、こういった状況が本町だけに限らず全国で発生していることから、区・自治会有線放送との連動や防災アプリなども視野に入れながら研究しています。

なお、災害が発生する恐れが高まったときは、防災無線放送の他、緊急速報メール、テレビやラジオ報道による緊急速報が発信されるようになっており、多重の情報伝達が確立されているとともに、平成30年度に防災無線放送を確認できるよう電話応答システムを導入しております。引き続き防災情報の伝達方法について研修してまいります。

9. 各自治会や大字に設置している防災倉庫の備品充実に取り組んで下さい。

(回答)

各自治会や大字に設置している防災倉庫の備品につきましては、各自治会・大字で管理・整備いただいております。各校区で実施しております防災訓練において、防災備蓄品の展示・紹介を行い、

防災倉庫内の備蓄品を整備いただくよう推進しております。

また、本町において、自主防災組織資機材整備事業の補助金制度があり、年々ご活用いただける自治会や大字が増えており、防災倉庫内の備蓄品の充実を図っていただいているところです。

10. 防災会の強化のための取り組みについて、要望をよく聞いて、住民の自主的な取り組みを応援して下さい。

(回答)

本町において、自主防災組織活動事業の補助金制度があり、こちらに関しても資機材整備事業同様に年々ご活用いただいている自治会や大字が増え、独自で防災訓練や防災に関する講習会等実施いただいております。

また、定期的に防災に関する会議を合同で実施している校区もあり、環境・安全安心課の職員も同席し意見交換を行い、防災活動を後援しております。

高齢者や子どもたちはじめ、すべての町民が安心して暮らすことのできる広陵町にするために

11. 福祉医療（子ども・障がい者・ひとり親家庭等）制度を窓口負担のない現物給付にすることについては町も引き続きこの立場で県に要請しているとのことでその実現をはかりたいものです。さらに現物給付化にともなうペナルティーを、未就学児だけでなくすべての年齢に対し廃止するように県や国にはたらきかけて下さい。

(回答)

令和元年8月診療分から、未就学児を対象に、奈良県内の医療機関で、現物給付が実施されました。また、現物給付に伴うペナルティー廃止への働きかけにつきましては、令和元年11月28日開催の国保制度改善強化全国大会に出席をし、本大会において、「子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の全廃」の決議を採択し、本大会の総意として、強く要望が出されています。今後も、機会を捉え、他自治体とともに県、国に働きかけてまいります。

12. 「子ども子育て支援制度」施行にあたっては、児童福祉法第24条第1項を尊重し、認可保育所への入所を求めるすべての子どもが入所できる条件を町がととのえ、町の保育実施責任の堅持・拡充を行うこと、公立保育園及び学童保育の民営化や廃止はこれ以上行わないこと、学童保育も含め少なくとも現行水準以上の基準とすること、保護者に説明責任を果たし、保育士・学童保育指導員など従事する職員の意見をよく聞くこと、臨時職員・期間限定雇用保育士や学童保育指導員の待遇を改善すること、などについて十分に配慮して取り組んで下さい。

(回答)

施設の整備等様々な状況を踏まえつつ、学童保育も含め、現行以上の基準となるよう努力してまいります。保育士や指導員の待遇等につきましても、他の職員等のバランスも思慮し、検討してまいります。

13. 町において「子ども貧困対策大綱」を整備し、貧困状態解消のための具体的な数値目標を明確にし、すみやかに具体化して下さい。子ども食堂の計画があれば、場所の提供について援助していただくようお願いいたします。

(回答)

平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、政府として総合的に取組

を進めることとされており、内閣府、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んで行くこととされています。

本町においても、教育委員会だけでなく、関係部局間の連携を図りながら、子どもの貧困について支援して行きたいと考えます。子ども食堂に関しましては、全国的に広がりがありますが実施においては課題も出ており、他市町村の取り組みなどを参考にして福祉部や関係機関とも連携し、検討したいと考えます。

14. 就学援助にかかる新入学児童生徒への学用品費支給について、引き続き、言明通り前年度末までに行うようにして下さい。

(回答)

新入学児童生徒への学用品費支給については、既に実施しており、小学校1年入学予定の児童に対して、10月の就学時健康診断案内通知送付時に就学援助のチラシを同封し、中学校1年入学予定者については、12月に小学校6年生児童に対して、チラシを配布しました。チラシ以外にも広報やホームページでも周知し、本年度についても3月に支給すべく準備しています。

15. ミニ開発が進んでいる中、保育園などの就学前児童を預かる待機児童対策は待ったなしの状況です。保護者のニーズも多様化し、その対応に一定の困難があるのも事実です。平成30年4月に広陵かぐや北こども園が開園し、令和3年には次のこども園の計画だそうですが、もともと性格の異なる施設を無理やり一つにしようというもので大変心配しています。良い点と問題点を明らかにしてください。現場の保育士さんや幼稚園の先生、子どもたちや保護者の反応はどうでしょうか。又、公立幼稚園の入園数が少なくなっています。公立の幼稚園を大切に育ててほしいですが、この点はどうお考えですか。

(回答)

平成30年4月に広陵北かぐやこども園が開園し、保育園の子ども、幼稚園の子どもといった区別なく、広陵町の子どもとして教育、保育することを念頭に運営しております。現場の職員の創意工夫と努力により子どもたちは健やかに生活しており、保護者からも概ね好評をいただいております。待機児童対策も待ったなしの状況ですが、次のこども園への計画の参考とし、改善点をいろいろ考えながら進めております。公立幼稚園については、施設の老朽化も進んでおり、公立、私立にとらわれず広陵町の教育、保育ニーズを把握し、現場の声を聞きながら適切なこども園化を進めてまいります。

16. 保育園の待機児童が発生しないように万全の態勢で臨んでほしい。兄弟が別々の保育園では送迎の負担や行事の日程が重なる場合など何かと大変です。同じ保育園にしてください。保育園入園希望者は、全員が希望の保育園に入園できるようにしてほしい。

(回答)

毎年、新年度の入園申し込み後は、利用調整を行い、その後辞退等の調整も行い、入所に向けて、保育園とも調整しながら、待機児童が発生しないように前向きに進めております。しかしながら、特に低年齢児の受け入れ枠は、部屋の面積、保育士が保育できる児童数など、厳しい要件により受入数に制限が生じてしまいます。今年度より小規模保育事業所も開設され、受入数の増加には努めております。今後も順次認定こども園の設立や保育園・幼稚園の整備に努めてまいります。また、保護者の負担等を考慮し兄弟姉妹が同一園での入所になるよう最大限配慮していま

す。

17. ならし保育の時間が短いとの声があります。現行の時間数は適切でしょうか。検討して下さい。

(回答)

初めて園に通いはじめる園児にとって、環境の変化は目にみえない負担を受ける可能性があります。園に少しずつ慣れていただくために、ならし保育は必要不可欠なものと考えられ、園児の状態と家庭の事情を考慮したうえで、各園で実施されております。

18. 病児保育について、田原本町こどもの森保育園や土庫病院ゾウさんの家が運営されています。今年の利用実態はどうですか。

(回答)

病児保育は、土庫こども診療所の「ぞうさんのおうち」と利用協定を締結し、今年度11月末までの状況は218名の利用登録があり、利用日数は、157日となっております。田原本町こどもの森保育園は、平成27年度に利用者がなかったため、利用協定は結んでおりません。

19. 乳幼児の医療費無料化が中学校卒業までに拡大され良い影響をもたらしています。平成30年から未就学児の窓口無料化が実施されていますが、高校卒業まで医療費無料化と窓口負担なしに範囲を拡大できないでしょうか。近畿では奈良県のみが3割の窓口負担を行って後日指定口座に還付される仕組みとなっているため、給料日前になると当座の現金が不足して通院を断念するシングルマザーの声があります。これまで貸付金制度を利用するように回答いただいておりますが実態に合っておりません。広陵町も広陵町議会も一致して窓口払いの撤廃を求めています。関係機関との協議はどこまで進んでいますか。展望をお示し下さい。

(回答)

平成30年度から未就学児の福祉医療費現物給付に対する国のペナルティ(国庫負担軽減措置)が廃止されました。これに伴い、奈良県では、令和元年8月診療分から、未就学児の現物給付が開始になりました。今後も、範囲拡大がなされるよう、奈良県下の市町村とともに、国のペナルティ廃止への働きかけを行ってまいります。

20. 小児用ワクチンと妊婦健診14回分の助成継続をお願いします。

(回答)

小児用ワクチンは予防接種法に基づく定期接種につきましては、全額助成を継続してまいります。妊婦健診14回分の助成については、平成29年度から、最高公費負担額97,500円を助成しており、医療機関から検査内容などの情報を得ています。今後も妊婦支援の充実のため、医療機関との連携を密にし、継続して実施してまいります。

21. 助産所への援助や産科の確保に取り組んで下さい。また保険治療がなされていない高額の不妊治療への町の助成をお願いします。若い人をわが町に引き付けるために検討をお願いします。

(回答)

助産所には、直接的な援助は行っておりませんが、新生児訪問や健診、乳幼児相談、産後ケアなど子育て世代包括支援事業等を進めるなかで、助産師や産科医療機関等と連携を密にし、情報交換して事業を進めております。

保険が適用されない高額の不妊治療の助成については、特定不妊治療である体外受精及び顕微授精

において、県の特定治療費支援事業で平成28年度から対象範囲、助成回数を拡大して実施しております。その他の一般不妊治療に関する独自の助成については、不妊に悩む人の精神的・経済的負担の軽減を図り、医療機関との連携もスムーズに進むよう、どのような支援がより効果的な制度となるのか、相談体制の整備等も含め、他の市町村の動向を見つつ効果的な支援策について検討をしております。

22. 「幼児教育・保育無償化」にあたり、①保育所及び子ども園の給食費を無償にすること ②副食材料費の滞納を理由とした子どもの退所はさせないこと ③滞納への対応を含めた徴収事務は、多忙化している保育士に求めず、専属の事務職員を置くこと の3点について実施して下さい。

(回答)

①については、本年10月より幼児教育・保育無償化が実施され、これまで保育料に含まれていた副食費は、それぞれ実費徴収することとされました。本町におきましては、国が定める減免対象者に準じて減免を実施しており、すべての児童を無償の対象とする事については、財政状況をふまえ、子育て支援のあり方を検討していきたいと考えます。

②については、現在、副食材料費等の滞納が理由で子どもを退所させた事例はありません。今後も徴収相談に積極的に取り組み、退所させることにならないよう努めます。

③については、現在、専属の事務職員を置くことは出来ておりませんが、徴収事務を園だけに任せきりにするのではなく、税務課収納部門とも連携をはかり対応しております。今後も継続して対応します。

23. 広陵西保育園の保育時間が土曜日は14時までですが18時まで延長して頂きたい(土曜日出勤の仕事をしている)。昼食はお好み焼きやチャーハンの軽食だが、きちんと一食分の量の昼食を出していただきたいとの声があります。

(回答)

広陵西保育園は、私立保育園が運営しており、保育士の確保が厳しいのが現状です。土曜日の昼食については、軽食と捉えられがちですが、子どもたちの栄養価や必要量を考え提供されております。

24. 放課後子ども育成教室の定員見直しと子どもを預かる時間帯の見直しで働くお母さんが正社員でも働けるように援助して下さい。放課後子ども育成教室希望者増加の状況下で、そのための十分な支援員の配置をお願いします。

(回答)

放課後子ども育成教室につきましては、入所希望者が増加し、クラブによっては、各学校等の空き教室等の利用により運営しております。定員の見直しについては、国の基準もあり、新たな部屋の確保や指導員の確保が必要であり、検討を重ねております。

また、平成29年度から終了時間を午後6時30分に延長し、保護者のニーズに近づくよう努力しております。

25. 町の子育て支援策として、土日祝にも使える公的場所として児童館を設置してほしい。空き家対策要綱を設けていることも鑑みて具体案を作ってほしい。雨の日は子どもの遊び場に困るとの声があります。いつでも安心して利用できる児童館がほしい。

(回答)

本町では各大字・自治会に公民館・集会所があり、現有施設の有効活用が相当と考えています。しかし、教育委員会だけでなく、各関係機関との連携を図り、空き家対策の面からも検討してまいります。

26. 町の見守りカーの活動の現状を知らせてほしい。回数も増やしてほしい。

(回答)

現状につきましては、少年サポート強化デーの毎月第3金曜日に、香芝警察署少年補導員（広陵町青少年健全育成協議会委員兼務）の方々と一緒に、町の青色燈パトロールカーと少年補導員の青色燈パトロールカーで町内小学校通学路などを巡回しています。また、事案が発生した際には、該当箇所を重点的に巡回するようにしています。回数の増加につきましては、今後抑止効果も含め必要に際して事案発生場所の巡回を強化するなどの対応を図ってまいりたいと考えています。

27. 安部地区には公園がありません。設置してほしい。

(回答)

現在安部地区には借地公園があり、ブランコ、鉄棒、砂場などの遊具及び防災倉庫が設置されています。敷地は一定程度の広さがあり、地域の交流やレクリエーションの場として利用されています。具体的に地域から要望がありましたら、対応してまいりたいと考えます。

28. 通学路の（特に在来地）ブロック塀の安全性はどうですか。また、学校への通学路の点検はできていると聞いていますが、保育園への通園路のブロック塀は大丈夫ですか。広陵北小学校と周辺の改修が進んでいるのは確認していますが、民有地はまだ不徹底です。

(回答)

保育園におきましては、通園路が設定されていないことから、園周辺のブロック塀の安全確認をさせていただいております。

29. 広陵西小学校のトイレは新しくなると聞いていますが、増築や耐震はどうなっているのでしょうか。又、真美二小のような見守り隊がほしい。

(回答)

広陵西小学校のトイレにつきましては、今年度トイレ棟改修工事を行っており、和式トイレから洋式化乾式化のトイレに改修しております。

次に、校舎増築につきましては、鉄筋コンクリート造、3階建てで、普通教室4教室、特別教室1教室等を予定しており、現在（令和元年度）設計業務を委託しているところです。この設計業務完了後、令和2年度・3年度の2年間の工事期間を予定しており、この期間を経て、令和4年4月からの使用開始を目指しております。

耐震につきましては、平成9年度から平成11年度にかけて補強工事を実施済みです。

また、真美二小のような見守り隊の設置のご要望をいただいている件につきましては、PTAや地域の方が自主的にボランティアで行っていただいているものです。

今後各校にコミュニティ・スクールを設置推進していくなかで、学校、PTA、地域、行政などの役割の整理を行い、それぞれが自主的に活動していただけるような仕組みの中で「見守り隊」ができあがっていくよう情報共有を図りながら、連携していきたいと考えております。

30. 消防署の前あたりに歩道橋がほしい。通学する時子ども達は道路を横切られないので、遠回

りしていて、猛暑の時期などは大変です。

(回答)

歩道橋設置については、歩道の必要幅員等、設置に必要な要件や歩道の埋設物などがあり、現状では設置が難しい状況です。

また、消防署付近の住宅から西小学校への通学路ですが、安全に通学できるルートとして、一旦、東側の労務保育園前の信号、横断歩道まで行き、道路を横断して学校に向かうこととしており、安全対策を最優先に考えたルートであることにご理解をお願いいたします。

公共交通の充実・道路の改善・交通弱者対策で移動の自由を確保し高齢者も外出しやすい町に

健全会友の会が取り組んだアンケートの中でも、運転免許証を返納してから非常に難儀しているとの声が寄せられています。元気号の乗車では、週1~3回が7%、月数回が19%の活用でした。免許証返納時期については、85歳位が28%、80歳位が39%、75歳位が20%、70歳位が6%、死ぬまでが6%でした。また、元気号の現行の運行回数が増え、運行経路が改善されて便利になったら運転を止めるという方は78%に上っています。

高齢化が急速に進み、お年寄りの外出が制約されてくれば、健康上でも大問題となること必定です。町も健康予防に力を注ぎつつありますが、外出支援は町政上の大きな課題であることに間違いありません。

31. 今回10月の路線改定では、どのようなことに重点を置いて路線、時刻表を決定したのかお聞かせください。近畿運輸局との地域連携サポートプラン協定による提言書の交付(平成30年3月)を受けたとのことですが、今回の改定に反映しているのですか。今回の改定を提示しているのですか。

(回答)

今日の路線改定にあたっては、以下の4つの点について重点的に取り組みました。

- 1 より住民及び利用者の意見を聞くこと
- 2 中央幹線については、大幅な路線の見直しは行わないこと
- 3 真美ヶ丘地区と北校区、東校区をつなぐこと
- 4 時間帯に応じて運行ルートを変えること

より効率的な運行に努めるため、アンケート調査のみならず、住民ワークショップを3回実施し、サポートプランでは、広陵元気号の運行効率化・利便性向上、広陵元気号の利用促進、公共交通機関の利用啓発・意識醸成について提案があり、今回の改定では、利用状況に即した運行形態の検討(支線の運行の見直し)やパターンダイヤの導入などについて可能な限り盛り込みました。

32. 元気号のルートと時刻の変更により、次の通り困っています。①以前真美ヶ丘センター→六道山西口まで4便ありましたが、真美ヶ丘センター行きは3便あるものの帰りの六道山への直行便はありません。②六道山西口から馬見北3丁目西口への路線がなくなったので困っています。③六道山西口10:25発→イズミヤ10:43着、直行便はイズミヤ14:36発→六道山西口14:54着。イズミヤで4時間待つことになり買い物に使えません。

(回答)

①については、真美ヶ丘センターから六道山への直行便は、南部支線（左回り）で以下のとおり運行しております。

（真美ヶ丘センター） 10：16⇒（六道山西口） 10：25

（真美ヶ丘センター） 13：18⇒（六道山西口） 13：27

（真美ヶ丘センター） 16：33⇒（六道山西口） 16：42

②については、仮に馬見北3丁目西口へ寄るとなると路線が長大化し、運行便数の減少や待ち時間の増加に繋がってしまいます。馬見北1丁目または、図書館のバス停から馬見北3丁目西口まで徒歩での移動をお願いします。みなさまのご理解ご協力をお願いします。

③については、下記の時間の買い物利用を案内しております。

行き： （六道山西口） 10：25⇒（イズミヤ広陵店） 10：43

帰り：（イズミヤ広陵店） 11：21⇒（六道山西口） 11：33

なお、買い物時間については、個々人により最適な買い物時間は違うため、すべての方が満足できるサービスの提供は難しく、昨年度実施したアンケート結果を基に買い物を1時間前後でできるようにダイヤを編成しております。また、今回新たにコープなんごうへも接続しておりますので、イズミヤ広陵店で買い物時間が確保できない場合は、コープなんごうやその他の商業施設を利用いただきますようご協力をお願いします。

33. 古寺町営住宅北のバス停は住宅付近に作っていただけませんか。また、古寺町営住宅北から真美ヶ丘センターまで1日3便でしかも所要時間が1時間もかかり、毎日の買い物には使えないので困っています。

(回答)

安全上及び運行時間縮小の観点から、現在の設置位置としています。他地域においては、古寺町営住宅からバス停までの距離以上の環境下にある利用者の方もいらっしゃいますので、ご理解ご協力をお願いします。

真美ヶ丘センター利用については、31の回答のとおり、北校区と真美ヶ丘地区を繋げることを重点としているため、どうしても真美ヶ丘センターまでの時間がかかってしまいます。

北部支線の路線特性として、はしお元気村から北校区を回って、再びはしお元気村へ戻ってくることから、一旦はしお元気村で降車していただき、北校区を回っている間は、はしお元気村を活用いただければと思います。

34. 10月1日改定の元気号時刻表によると、午前中にニュータウンから国保中央病院へ行ける便がありません。国保病院への送迎バスを作ってください。また現在の本数ではどのルートも帰りの便がなく通院、買い物に使えません。元気号はせめて1時間毎に出るように増便してください。

(回答)

北部支線右回り2便に乗りいただくとはしお元気村へ10：21に到着します。国保中央病院行きの中央幹線のバスがはしお元気村10：27発となりますので、乗り換えてご利用をお願いします。

1時間毎に運行するとすると、少なくとも現在あるバスの台数では到底運行ができず、また、運行受託者である奈良交通株式会社の乗務員数にも限界があることから、増便はできません。

35. 元気号の路線数の拡大については、「財政負担の増加を避け、現行予算の枠内を基本に要望と

需要を見極め、利便性を高めたい」と回答して頂いたが、利便性が減じたとの声も出ています。当然予算に大きな変化がなければ、こちら立てればあちら立たずになります。この点で配慮した点は何でしょうか。

(回答)

路線改定にあたっての基本的な考え方については、31の回答のとおりです。特に配慮した点は、これまで意見をいただいた真美ヶ丘地区と在来地区との接続、コープなんごう等へのバス停設置、時間帯別の運行ルート変更及び、パターンダイヤの導入です。

時間帯別に運行ルートを変更したことにより、中央幹線及び南部支線の1便当たりの運行時間は大幅に短縮され便数の確保ができました。

36. デマンド交通の導入については、「元気号や既存のバス利用者の取り込みにつながり、縮小や撤退の要因となるため、慎重を期す」と回答を頂きましたが、論外です。縮小・撤退になるどころか、既存の利用者を含め利用者の増加になることは間違いありません。奈良交通路線バスについては、利便性を感じている人が中心であり、注視する必要はありますが、大きな変化があるとは思われません。問題は、財源ですが、デマンドを組み入れている全国の自治体での先進地域の研究はされているのでしょうか。いずれ、広陵町の地理的な事情からみれば、デマンド交通を取り入れなければ交通弱者、高齢者の生活を守れなくなると考えます。

(回答)

現在、近畿運輸局とサポートプランを締結しており、随時、公共交通に関する情報交換は行っているところです。

デマンド交通を導入している自治体の多くは、広陵町の地理的特性とは違い、中山間地域や広陵町と比較して広大な面積を有する自治体であり、主に中心地へ移動する手段がないため、既存の路線バス及びコミュニティバス路線へ接続するための補完として運行しています。デマンド交通の初期投資費用は、コミュニティバスと比較して低いものの、利用者が増加すれば、それに比例して運行経費が増加する傾向にあることも鑑みて、デマンド交通は導入しておりません。

近年、買い物やその他サービスを楽しむためのプラットフォームは、日々改良されており、従来型の「買いに行く、サービスを受けに行く」から「自宅で買う、自宅でサービスを受ける」へ時代がシフトし、宅配サービスなどのサービスも年々拡充しています。これにより高齢者のみならず、たくさんの方が自宅に居ながらもサービスを楽しむ時代となりました。この時代の変化により、買い物やサービスを受けることを目的に外出することが苦と感じている方のストレスが減り、余った時間を本来の個々人が使いたいと考えている時間に充てることができるようになりました。

当然のことながら、介護予防の観点からも高齢者の外出支援を進めて行く必要があります。しかし、これからの時代は、外出支援を買い物だけにフォーカスするのではなく、そのほかの地域活動へも視点を広げることが大切だと考えております。このことから、広陵元気号は、中央公民館、さわやかホールやはしお元気村などの地域活動が行われる拠点への移動も可能となっており、外出支援の一助となっているものと考えております。

37. 奈良交通バスの在来地唯一のバス路線は、赤字だと言われていますが、どれだけの投資でどれだけ赤字なのでしょう。公共交通の維持を使命とする奈良交通の考え方を明らかにさせるべ

きと考えますが。どうでしょうか。その上に立って、利便性を計るため、広陵町との共同で目に見える改善がはかれるのか、研究してはどうでしょうか。当面、近鉄高田駅までの路線でどうでしょうか。

(回答)

平成27年度から高田新家線の赤字分を大和高田市と広陵町の両市町で負担をすることとなりました。平成27年度当初の両市町負担額は1,720千円でしたが、平成31年度は3,720千円と両市町の負担額が年々増加しています。

高田新家線における経常経費は、平成27年度は11,324千円、平成31年度は11,556千円となり微増しています。経常収益は、平成27年度は8,924千円、平成31年度は7,315千円となり、減収となっています。

これは利用者数の減少、利用時間帯によって割引があるICカード(CI-CA)の利用者増により運賃収入が減少したものです。

奈良交通株式会社としては、利便性を図るために、以下8つの独自の取組を実施しているとのことです。

- ①鉄道との円滑な接続(ダイヤ改正の都度)
- ②平成28年4月からICカード全国相互利用対応
- ③平成29年10月から中型ノンステップバスを導入
- ④バリアフリー化の促進や通学定期券から学生定期券への変更による利用用途(アルバイト、塾など)の拡大、学生の利用促進
- ⑤公告業者と連携した近鉄大和高田駅のポケット時刻表の作成、配布
- ⑥バスの乗り方教室等の利用促進活動への参画
- ⑦平成30年12月から一般路線バス全線にてスマートフォン等に対応したバスロケーションシステムの導入
- ⑧令和元年6月から、ゴールド倶楽部定期券(紙式)をゴールドパス(ICカード式)に変更し、発売額の見直しと現金を支払う煩わしさの解消を行い、高齢者の利用を促進

しかし、上記の取組だけでは収支の大幅な改善に寄与していると判断しがたいため、関係市町と路線ごとに最適な運行形態について、路線別検討会議をはじめ、さまざまな場で協議し、公共交通の維持に努めます。

38. 県道河合・大和高田線の赤部・平尾等の危険解消対策に対する回答で、「県と『まちづくり連携協定』を締結、『竹取公園周辺地区のまちづくり基本構想』を策定中であり、この路線を広陵町のシンボルロードとして整備、歩行者と自転車の安全確保に努めるべく計画、基本構想の策定が終われば、基本計画の策定に入り、個別事情の事業内容、概算事業費の算出、補助対象となったものについて事業単位ごとに個別協定協議に入る」と回答にありますが、その進捗状況と危険道路の対策の具体化をお聞かせください。

(回答)

「竹取公園周辺地区のまちづくり基本構想」については平成30年4月に県と基本協定を締結し、その後、事業単位の個別協議として巢山古墳・讃岐神社等へのアクセス道路となる県道河合大和高田線を整備し、安心して周遊できる環境が確保できるよう高田土木事務所と協議しており

ます。

39. 自転車で町内を一周計画で、県の葛城川堤防とのネットワークも形成するとのことでした。自転車道や自転車専用レーンの整備が進んでいますが、現状での自転車道の活用できる範囲と計画を示して下さい。

(回答)

平成29年度から着手した自転車通行帯整備事業は、平成30年度に町道百済赤部線の高田川通学路線交差部（中央公民館北東側の笠橋西詰め）から町道笠ハリサキ線の広谷秋廻り線交差部までの約1.5キロメートル間の整備を実施しました。引き続き香芝市行政界までの約1.1キロメートル区間の整備を進めてまいります。

40. かつらぎの道に雨宿りや休憩するための東屋がほしいと要望したところ、「畿央大学と連携してかつらぎの道の将来像を検討し、香芝市とも協議して道路環境整備を目指す」と回答があり、一昨年は「建築基準法の問題があり進んでいない」、昨年は「歩行者・自転車道整備に努める」とありましたが、ジョギング、散歩道としても広く活用されているため。やはり休憩所の声があります。かつらぎの道全体の公園化なども含め、歩行者自転車道、ジョギング等広く活用できる道として、香芝市とも相談し模索して下さい。

(回答)

かつらぎの道は、周辺住民の方の生活道路として使用されているとともに、真美ヶ丘地区から近鉄五位堂駅への通勤通学路としても利用されています。今後も、より安全で安心して利用いただける歩行者・自転車専用道路として整備に努めてまいります。

41. みささぎ台の道路のいたみが激しくなっているので修理して下さい。

(回答)

道路の傷みが著しい箇所は優先的に修繕等をしてまいります。

42. 西体育館（馬見南3丁目）駐車場付近のガードレールへみささぎ台から出るところのロードミラーを左右両側につけてください（今は片方だけです）。また、馬見南3丁目から香芝市別所の広谷・秋廻り線へ出るところの交差点に自動車用信号を付けて下さい。

(回答)

カーブミラーの設置については、地元自治会の要望や現場の状況等を確認の上対応させていただきます。

また、車両用の信号機設置については、当該場所は香芝市内になると思われることから、要望については香芝市役所の担当部署へ連絡させていただきます。

介護保険・高齢者福祉について

本年9月20日、安倍晋三首相を議長とする「全世代型社会保障検討会議」の初会合が持たれました。「安心出来る社会保障」という全世代型とは裏腹に、安倍政権が各年度に出している「予算と財政の現状」の中で社会保障制度では、「世代間の不公平」として、財政赤字や債務増加を取り上げ、「現在の世代が、その受益に見合っただけを負うべき負担を、将来の世代に先送りした結果、著しい不公正が生じている」と述べ、増える高齢者に負担を負わそうとする内容です。消費税10%に値上げしておいて、なお高齢者には医療・介護・年金での負担増を押し付けようとしているのは

大問題です。

- 4 3. 介護保険料引き下げのため、国庫負担を大幅に増額するように国はたらきかけて下さい。保険料の据え置き後、平成30年度介護保険特別決算では黒字となっています。どの点が予想に反していたのですか、示して下さい。

(回答)

介護保険の財源につきましては、介護保険法で公費、介護保険料の負担割合が定められており、その負担割合の変更につきましては、国全体における検討事項であると考えております。第7期介護保険事業計画における介護保険料につきましては、第6期保険料を維持するものとなりましたが、初年度である平成30年度決算では黒字となりました。その要因としては、施設サービス利用が当初見込んでいたよりも大幅に少なかったこと、また地域包括ケアシステムの根幹である「住み慣れた地域で暮らし続ける」体制が整い始めたことにより、在宅サービス利用で在宅介護が可能となったこと、合わせて、これまでの介護予防事業の効果が現れ始めたことにより、制度創設以来、増加し続けていた給付が初めて横ばい状態となったのではないかと考えています。

しかしながら、2025年には団塊の世代の方が後期高齢者医療保険制度に移行されることから、急激な増加も予測されるため、楽観視はできない状況であると認識しております。

- 4 4. 第7期介護保険事業計画策定時の特養ホームの待機者数は何人になっていましたか。要介護1・2の方の特養入所者数を教えてください。この階層の待機者はおられますか。

(回答)

第7期介護保険事業計画策定時に行った在宅介護実態調査の中で把握した待機者数につきましては、21人と確認しております。やむを得ない事情等で特別養護老人ホームに入所している要介護1及び要介護2の方につきましては、要介護1が2人、要介護2が2人となっております。この階層の待機者については、現時点ではおられません。

- 4 5. 介護サービス利用料を町独自に軽減する措置を検討して下さい。

(回答)

急速に少子高齢化が進み、介護が必要となる高齢者の増加と、主として介護保険制度を財政的に支える現役世代の減少が見込まれる中、所得に応じた割合で介護サービス利用料をご負担いただくことは介護保険制度の安定的な継続を図るためには、必要であると考えております。

- 4 6. 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況を示して下さい。また、国の方針として「ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの全額自己負担化、利用料2～3割負担の対象者の拡大、要介護1・2の通所介護の総合事業移行、ケアプランの有料化」などの計画が報道されています。自治体として容認できないことを国に働きかけて下さい。

(回答)

介護予防・日常生活支援総合事業におきましては、利用者にとって必要なサービスをスムーズに利用していただけるような仕組みとサービスを利用することによって自立し、より豊かな生活を過ごしていけるような内容を目指しています。

国の方針については、まだ明確となっていないため、今後の動向を確認していきたいと考えております。

- 4 7. ケアプランを個人負担にされた場合、負担はいくらになりますか。

(回答)

ケアプラン作成にかかる費用については、現時点では、介護保険給付として全額が支払われるため、個人負担はありません。国の方針については、まだ明確となっていませんが、他のサービスと同様の個人負担となる場合は、1割負担で月約1,400円となります。

48. 低所得者が安心して介護施設を利用するための補足給付を従前通りの基準で行えるようにして下さい。資産要件の一律適用は行わないこと、申請書への銀行通帳の添付など強要しないことを要望します。

(回答)

低所得者の方が安心して施設利用ができるように、食費と部屋代の一定額以上は申請によって保険給付される負担限度額認定の制度は従来通り実施されております。

また制度の認定においては、年間の所得だけで判断するのではなく、預貯金等の資産状況も勘案して負担段階を決定するものです。

預貯金等のコピーの提出につきましては、資産状況を正確に確認させていただくためのものであり、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、資産状況を確認した上での認定であると認識しております。

49. 住民の立場に立った地域包括ケアを実現するため、町がそのネットワークづくりに責任を果たすようにして下さい。

(回答)

住民が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、また自立した生活を継続出来るよう、適正な介護保険サービスの実施や、介護予防への取り組み、地域づくりへの支援等を行い、医療・介護連携を始めとする多職種連携、各関係機関との連携協力を図りながら、本町の地域包括ケアシステムの構築に取り組みたいと考えております。

50. 町営住宅の老朽化に伴い建て替えを進めなければならない状況と回答頂きましたが、計画を示してください。利用されていない旧町営住宅跡地の活用はどのように考えていますか。有効活用を検討して下さい。

(回答)

町営住宅4団地のうち3団地については、老朽化が進んでいることから、建替え計画を進めなければならない状況です。その中で集約・建替えも1つの方法と捉え、今後取組みの方向性を検討が必要と考えております。利用されていない旧町営住宅跡地の活用についても研究・検討が必要と考えております。

51. 古寺の町営住宅をバリアフリー化していただきたい。また低層で低所得者向けの町営住宅を増(新)設して下さい。

(回答)

バリアフリーについては耐久性の向上を図る長寿命化計画の対策事業にあわせて検討してまいります。

また、低所得者向け町営住宅の増(新)設については、今後人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境を踏まえて、今後の町営住宅のあり方など方向性を検討する必要があると考えております。

国民健康保険・後期高齢者医療・健康診断等について

5 2. 国保財政への国庫負担の大幅引き上げを国に要請して下さい。全国知事会は1兆円の援助を政府に求めています。政府はこの30年余りで国庫負担率を半分以上に引き下げてきました。このため各市町村では被保険者負担を増やすことで対応せざるを得ませんでした。現状は払える限度を超えています。他の健康保険の保険料と比べて明白です。政府への要望は引き続き強化されるようお願いするとともに、県単位化による保険税の値上げと高止まりの改善を堂々と県に議論するよう要望すべきです。

(回答)

令和元年11月28日開催の国保制度改善強化全国大会にて、財政基盤強化のための公費投入の拡充や子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の全廃及び子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の創設などを求める9項目の決議を採択し、強く要望が出されています。保険税の値上げと高止まりの改善は、県に議論するよう要望してまいります。

5 3. 国保の県単位化によっても、広陵町独自の申請減免制度は継続されたことは英断です。県単位化がどのような影響を及ぼすのかを住民に知らせ、十分に協議して新たな住民負担とならないようにして下さい。もし、負担が強化されるならば、自治体の裁量として、基金の利用だけでなく、一般会計からの繰り入れも視野に入れることを県と協議・議論を呼びかけるべきではないでしょうか。

(回答)

平成30年度より県単位化の新制度が始まり、令和6年度を目途に県内どこの市町村でも同じ所得であれば同じ保険料となるよう、この6年間に市町村間の調整を図りながら各市町村において保険料の設定が行われているところです。また、一般会計からの法定外繰り入れを巡っては、政府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度等審議会で「早期解消」を求める動きが強まっていることから、県との協議・議論は難しいと考えております。なお、財政調整基金の積立金を活用し、広陵町独自の申請減免制度は、可能な限り継続するとともに保健事業の充実を行ってまいります。

5 4. 資格証明書の発行は行わないで下さい。

(回答)

現在は医療機関で一旦全額支払う必要のある資格証明書の発行はしていません。

やむを得ず短期被保険者証の発行となる対象の方には、納税相談の機会を持つよう心がけ、実情に応じた納税方法での納付交渉をしております。

5 5. 18歳到達年度末までの子については、短期証とすることはなく、年度当初に1年証を発行しております。また、低所得者向け町営住宅の増(新)設については、今後人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境を踏まえて、今後の町営住宅のあり方など方向性を検討する必要があると考えております。国保税滞納者への差し押さえについて、どのような手続きにより進めていますか。銀行等とはどのように協議していますか。預貯金及び不動産の差し押さえの件数・世帯・金額を教えてください。生活が困窮するような差し押さえは行わないで下さい。

(回答)

国保税にかかわらず、町税等を定められた納期限までに納付・納入されなかった方には、納期

限から20日程度の期間をおき「督促状」を送付します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかったときには、徴収職員は滞納者の財産を差押えしなければならないと規定されています。

しかしながら、うっかり忘れやタイミングのずれにより督促の期限までに納められなかった方のために、「催告書」を送付して納付を促すのですが、催告の期限を過ぎてしまうと、「差押予告書」を送付します。また、自宅を訪問し接触の機会を求め、「納税警告書」を手渡し、指定する日までに相談に来るよう促します。これらの手続きに応じない方には差し押さえを実施します。差押えは債権、不動産、保険等の換価可能なもののうち、換価しやすいものから行うこととなっており、銀行等の預貯金から差押えることが比較的多くなっております。

銀行等との協議をお尋ねですが、協議などはありません。銀行は、徴収職員の質問検査権及び自力執行権には協力する必要があります。

令和元年度の国保税にかかる預貯金差押えの件数は123件、21世帯、換価充当額は52,113円、不動産差押えの件数は17件、3世帯、換価充当額は0円です。

差押えについては、給与や年金に差押え禁止額が設定されますので、生活が困窮されている方の預貯金を差押えることはできません。十分な収入がありながら納税されない方について実施しております。

56. 後期高齢者医療制度の保険料については、生活実態に即した低額の保険料として下さい。滞納者への短期保険証の発行の実態を教えてください。

(回答)

後期高齢者医療制度の保険料は所得に応じての負担となっております。低所得者には均等割額が軽減となるように設定されています。

滞納者については、短期証の発行となります。発行者の基準は、毎年6月1日を基準日とし、①前年度に賦課した保険料の総額のうち納期限から6ヶ月を経過してもなお当該納期に係る保険料を納付していないこと。ただし、前年度に賦課した保険料の総額のうち2分の1以上を滞納している者に限る。②前々年度以前の保険料を滞納していること。となっております。令和元年度においては、4名に6ヶ月の短期証を発行しています。滞納の早期解消に向け、今後も継続して交渉をまいります。滞納者については、短期証の発行となります。発行者の基準は、毎年6月1日を基準日とし、①前年度に賦課した保険料の総額のうち納期限から6ヶ月を経過してもなお当該納期に係る保険料を納付していないこと。ただし、前年度に賦課した保険料の総額のうち2分の1以上を滞納している者に限る。②前々年度以前の保険料を滞納していること。となっております。令和元年度においては、4名に6ヶ月の短期証を発行しています。滞納の早期解消に向け、今後も継続して交渉をまいります。

57. 後期高齢者医療制度の医療費は無料として下さい。少なくとも住民税非課税世帯については、医療費負担は無料にするよう広域連合に働きかけて下さい。

(回答)

自己負担が無料であった老人保健制度と同様に医療費の増大が懸念されます。また、受益者負担の観点からも医療費の無料化は不相当だと考えます。低所得者については自己負担限度額が設けられ、一定以上の自己負担とならないよう配慮されています。

58. 70歳以上の方の高額療養費制度の改悪をやめるよう国に働きかけて下さい。

(回答)

平成30年8月診療分から、高齢者の自己負担限度額が引き上げとなりました。これは、医療の高度化等による医療費の高額化及び増加に伴うものであり、やむを得ないものであると考えます。

59. 後期高齢者の健康診査とがん検診を一緒に受診できるようにしていただきたい。これまでも要請してきたが何故一緒にできないのか理由を教えてください。特定検診と健康診査はどこが違うのですか。

(回答)

寺戸南に開業となった健診センターを活用し、健康診査の実施に向けて、調整を行っておりますが、今年度は、受入人数や実施日数の都合により、まずは、特定健康診査の集団健診の実施のみとさせていただきます。来年度においては、現在調整中で、後期高齢者の健康診査の集団健診の実施に向けて、受入人数や実施日数の調整の協議を行い、前向きに実現に向け進めさせていただきます。また、かかりつけ医で健診を受診すると結果に応じたきめ細かなフォローが早期に期待できます。よって早期治療につながりやすくなりますので、かかりつけ医を持つことも引き続き、推奨していきたいと考えております。

生活保護について

60. 生活保護基準の切り下げを元に戻すよう国に要請して下さい。

(回答)

生活扶助費の基準額は、全国消費実態調査を基に、一部の所得層の消費支出と比較して5年に一度改定されるものであり、一般の低所得者との調和の取れたものであると認識しております。

また、改定に当たっては機械的に実施しないよう求める報告書案等を受けた上で審議されており、一部の減額幅を縮小するなど必要な配慮がなされているものと認識しております。

61. 町の方針として、生活保護受給者を2割削減するとしていますますが、驚く他ありません。最低でも国の示す保護基準に見合った世帯には速やかに保護すべきところです。何を言って削減と言われているのでしょうか。

(回答)

広陵町SDGs 17の目標のひとつに掲げる「貧困をなくす」取り組みにより、生活保護を受給しなくても自立できる方を増やし、結果として生活保護受給者を減らしていこうとするものです。

2021年の生活保護受給世帯を2018年の20%減としているのは、生活保護を必要としている方を削減するという目標ではなく、あくまでも取り組み成果の指標として設定しています。

生活保護制度は、生活困窮者にとっての最後のセーフティーネットであり、保護基準の要件を満たし支援を必要とする方は、当然に保護されるべきであると考えております。

医療・介護体制の拡充のために

62. 次の点を県に求めるとともに、町として、町民の生活・健康に深くかかわることであり、ど

のように考えているのか町民に示して下さい。

「奈良県地域医療構想」は一般病床を「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4機能に再編し、奈良県全体の必要病床数を10年間で990床削減する計画となっています。県内5つの医療圏ごとの病床削減計画は奈良医療圏で175床、東和医療圏で304床、西和医療圏で84床、中和医療圏で223床、南和医療圏で204床となっています。また、2792床の高度急性期病床及び急性期病床を回復期病床へ転換・削減する計画となっており、奈良県の救急医療体制、特に肺炎や骨折など高齢期に特有の疾患や在宅患者の急性増悪時への対応に大きな不安を抱かせる計画です。奈良県構想は未だ多くの奈良県民に説明されておらず、もっと県民や医療従事者の意見を聞き、地域医療の実態に合ったものにすべきだとの声が上がっています。さらに構想の中では、病床削減により2025年の在宅医療の必要量が現在の1.5倍に増加すると想定していますが、そのための方策については市町村と地区医師会の責任のみを強調する内容となっています。こうした問題点が多い奈良県地域医療構想について、専門家や市町村、多くの県民の意見を聞き、県内の地域医療の実態や住民の実際の医療要求の正確な把握を行う中で、見直しをされるように強く求めます。

(回答)

奈良県の施策に基づく構想であるため、本町としては今後の動向を注視してまいります。

充実した教育の実施のために

63. 中学校給食が開始されています。当初、中学校給食運営委員会は「古寺北側の土地に、広陵中と真美中を対象としたセンター方式で設置する」のが多数意見でしたが、町長の公約にもなかった香芝市と合同の給食センターを民間委託で行うものとなりましたので、当初の願いとは程遠い運営となっていることが残念です。けれども、現状から少しでも良いものに改善するため、以下の内容を求めます。小学校給食に関しても合わせてお願いします。

(ア) 生徒へのアンケート結果はどのように活用されていますか。

(回答)

アンケート結果を踏まえ、可能な範囲で献立編成、調理改善に活用しております。

また、食生活や生活習慣の結果については、各学校で栄養教諭による食育指導や食育講演の基礎資料として活用してまいります。

(イ) おいしい給食にするために、関係者の試食や献立検討委員会の開催を引き続きお願いします。

残食率が小学校では3%中学校では11%とのことですが、これではおいしい給食とは言えません。民間委託やセンター方式の弱点が出ていると言わなければなりません。

(回答)

関係者の試食や献立検討委員会はこれまでと同様に開催し、安全安心の美味しい給食を提供できるように引き続き努力してまいります。

また、今年7月に実施したアンケート結果では3学年平均で71%が「美味しい」、「普通」と回答を得ております。

(ウ) 今後も残食の抑制や美味しい給食を提供できるように努めてまいります。朝ごはんを食べない14%の生徒を意識した食育の充実。生徒へのアンケート実施で原因を突き止め食育を図っ

て下さい。

(回答)

今年7月実施のアンケートでは、朝食を「全然食べない生徒」が3%「時々食べる生徒」が10%でした。この結果を踏まえ、引き続き学校と連携を行い栄養教諭による栄養指導や講演で食育の充実を図ってまいります。

(エ) 地産地消を進める(町内生産物を30%に、困難があれば近隣・県内の生産物を活用する)。
町内の生産物は、なす・ねぎ・しめじと聞いていますが、もっと広陵町の生産者と連携して進めてほしい。

(回答)

毎月19日前後を「ならの日」、「食育の日」として、なすや塩こうじなど広陵町産の食材や奈良県産の青ネギや大和まなどを使用した献立を積極的に取り入れた給食を実施しています。

また、昨年度から奈良県農協や広陵町、香芝市の各農家と連携し、広陵町産では、なすび、キャベツ、大根、香芝市産では米粉、みそ等を使用いたしました。

今後も、地元産の供給が行えるように奈良県農協とも連携し地産地消の使用率を高め、その推進に努めてまいります。

(オ) 香芝市から土地賃貸料を支払っていただくこと。自治体間の連携は双方が支払うべきものは支払ってこそ発展するものです。30年で1億円と試算していたもので住民の大きな財産となっています。

(回答)

議会でも使用貸借(無償)についての議決をいただいております、毎回申し上げているとおり連携協定はそもそも土地使用料に特化した考え方ではありません。

(カ) 「義務教育は無償」の原則にのっとり、給食費を無償化するため国にしかるべく要望するようにして下さい。さらに全面的な無償化に至る前であっても、軽減策あるいは無償化の検討(第一子は全額負担であっても、第二子は半額で、第三子は無償)など考えてほしい。

(回答)

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、食材料費の負担区分につきましては保護者となっております。

現在、本町で保護者にご負担いただいている給食費については、児童生徒が食べる材料費に全額充当しており、給食を作るための光熱水費や人件費は町民すべての税金で賄い運営しています。

今後、給食実施回数を増やしていく必要性や給食メニューの充実等給食費の値上げを検討する機会を捉え、その際に多子世帯に対する補助等についても検討してまいります。

6 4. 就学援助制度の対象を生活保護基準の1.4倍以下の世帯まで拡充し、申請受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けるようにして下さい。この制度について入学説明会などで早めに保護者に周知徹底をはかって下さい。

(回答)

現在の対象は、生活保護基準の1.3倍以下で設定しています。県内市町村のほとんどがこの基準で実施していますが、今後も他市町村の動向を注視してまいります。

申請受付は、役場での受付を拒むものではありませんが、学校の所見を必要としていることか

ら、学校で受付をお願いしているものです。また、制度の説明は新入生入学準備金を3月に支給することから、先にも申し上げましたが、入学前からチラシや広報、町ホームページでも周知に努めています。

65. 図書の返却口の増設を。近鉄五位堂駅前に返却BOXを設置してほしい。

(回答)

図書返却口（ブックポスト）については、今年度、役場1階玄関前、さわやかホール、はしお元気村、エコール・マミの4ヶ所に設置し、図書館玄関と合わせて5か所となり、利用者の方に便利にお使いいただいております。

五位堂駅前については、以前からも申し上げているとおりポストの設置や本の回収に係る費用等の問題、地域によるサービスの偏りの問題等があり、利用者への公平性を保つためにも、現在のところは対象としてはおりません。

66. 移動図書館の提案もかたくなに拒否しているが考え方を改めてもらいたい。図書館まで行けない層への利用促進をもっと検討してほしい。さらに、町内の大型店舗や中小の店舗で協力が得られる場合には返却ボックスを設置してほしい。

(回答)

移動図書館については、費用対効果を鑑みて、現在のところ運行は考えておりませんが、図書館から離れた地域の方にもよりご利用いただけるように何かしらの方法を検討したいと考えております。例えば、学校図書館や地域施設と連携し、データ連携も含めて、移動図書館の中継ポイントや図書返却口の役目を担う場として活用できないか等実情に応じて検討してまいりたいと考えております。

ブックポストについては協力を得まして、平成31年4月にエコール・マミに設置しましたので申し添えます。

67. 一万人の要望が寄せられたかぐや姫ホールを含む中央公民館の早期建て替えについて、本年9月議会で町長は「公共施設等総合管理計画において、『中央公民館を施設の建替時期（2033年）に合わせて用途廃止し、他施設との複合化に検討します』としているのは、公民館を廃止するという意図ではなく、今の建物は用途廃止となり撤去することになりますが、その後は他施設との複合化を前提に建て替えるという意味であります」と明言されました。この実現に向けての基本計画、具体的な施設の建設にあたっては、利用者はじめ町民のみなさんの意見が十分に反映されるよう要望します。また、完成まで何年を予定されていますか。

(回答)

建て替えの方針、時期につきましては、令和元年第3回広陵町議会定例会におきまして、「概ね5年を目処に基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建て替えを目指すこと」と答弁いたしております。

加えて、広陵町の文化芸術の振興及び公民館のあり方について検討していただくための検討委員会の条例案を、令和元年第4回広陵町議会定例会に上程させていただきました。

(修正動議可決により条例の名称が、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例に変更)

今後は、委員会におきまして、広陵町の文化芸術の振興、財政状況などを踏まえ、多角的な視

野をもって公民館のあり方を検証していただくものであります。

68. 政府と国会及び県選出国會議員に対して、次の内容の要望事項についてその実現のためにあらゆる措置をとるようして下さい。教育長が文部科学省事務次官通達で示された教員の過重労働改善の方針について十分に研究し学校長に対して具体的な援助と指導を行って下さい。

① 30人学級を制度化し実施する。当面小学校2・3年生の35人学級を法制化する。あわせて教職員定数改善計画を策定する。

(回答)

現在小学校の1年生は35人学級が制度化されて実施されています。2年生においては35人学級となるよう県より加配教員をいただくなど、その他の学年においても、学年の実態や1学級35人を超えている学年について、少人数学級編制を実施できるよう、きめ細かな指導の実施に向けて取り組んでいるところです。

また中学校では、少人数指導によって学習内容の定着を図っているところです。

今後も一学年でも多くの少人数学級編制や少人数指導が実施できるよう引き続き要望し、取り組んでまいります。

② 学力保障と生徒指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教員完全配置などおこなうために教職員の大幅増を盛り込む。

(回答)

現在、専科配置のない学校においては、町費での講師を配置し対応しております。今後も必要に際して県費教職員の配置を要望してまいります。

③ 教育困難校には実態を正確に把握し、教職員の加配を実行して支援する。

(回答)

生徒指導上必要のある学校には、町費で常勤及び非常勤講師を配置しています。また、町の社会福祉士も週2日派遣しています。

加配の必要性は認識していますが、加配をすれば全ての課題が解消するものではないとも捉えています。このことから生徒指導力の高い教職員の配置希望をするとともに、現教職員の生徒指導の力量を高めるべく、奈良県教育委員会生徒指導支援室とも連携をとり、直接指導を得ています。

④ さらに過重労働を助長しかねない変形労働時間制は導入しない。

(回答)

変形労働時間制は、業務が繁忙期と閑散期に明確に分けることができる業種については、一定の効果があるものと考えます。

教員の勤務内容に置き換えると、文部科学省では長期休業期間を閑散期とみなしています。しかし、夏期休業等の長期休業期間は、数多くの研修にあてられているといった背景がある中で、あえて「閑散期」とするために何日間も「休日まとめ取り日」を設けることは、効果的ではないと考えるところです。

閑散期・繁忙期の有無や変形労働時間制の導入の可否のみの議論でなく、意識を持ってメリハリのある働き方をすることと、具体的に教師の勤務の絶対量を減らすことの議論が意義のあるも

のではないかと考えております。

69. 学力テストの結果は、文部科学省自身が「学力の特定の一部である」とし「序列化や過度の競争を生じないように配慮を求め」としています。序列化や過度の競争を生じないようにどのように取り組んでいるのか明らかにしてほしい。

(回答)

文部科学省から出される調査結果については、平均正答数の表示を整数値にするなど、序列化を少しでも緩和する方策がとられています。それらを各学校に伝える際には、平均正答数の上下よりも、各設問別に解答状況を確認し誤答分析を行うこととして、調査・分析でとどめることなく、分かってきた課題をもとに授業で実践するところに重点を置くよう指導することで、序列化や過度の競争を生じさせないことにつなげています。

また、平均正答率のみでなく、四分位数を基にしたちらばりをお示しして、集団としてでなく、より個に沿った対策をたてていただくよう指導をしています。

広陵町の農業と中小商工業を守り、地産地消を進めるために

70. 大型台風などによる自然災害が増えています。去年は台風21号により広陵町の農業も大きな被害を受けました。今年も台風15号・19号により特に関東、東北で甚大な被害が出ています。広陵町としても募金など救援・復興支援に是非取り組んで頂きたいと思います。また、今後増加と大型化が予想される自然災害に対してどのような対策を考えているかお聞かせください。

(回答)

今後起こりうる大規模災害により被災された地域に向けて、募金活動や救援物資の提供または現地での災害復興支援を考えております。

また、本町におきましては地域の防災力向上のため毎年校区ごとで防災訓練を実施しております。さらに避難設備の整備につきましても、避難設備に関する情報を把握し、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図るため、避難行動要支援者避難支援プランを見直し等実施しており、今後もしもいつ起こるか分からない災害に向け視野を広げ訓練の実施継続や備蓄品の充実化を図っていきたいと考えております。

71. 農家の高齢化と後継者不足で担い手不足が深刻化しています。農業の担い手確保、農業の維持・振興のため具体的な支援強化をお願いします。

①新規就農者、定年就農者、集落営農、農業法人など規模や形態の如何を問わず、一人でも多くの担い手を確保するための支援。

(回答)

本町では、担い手を確保する手段として、農業塾を行っています。また、各地域で集落営農組織の立ち上げも検討されていることから、担い手が農業を続けられるよう支援策を検討していきます。

②新規就農者のための農地や住宅の確保、ハウスや農業倉庫などの農業施設、農業機械等への支援強化。去年の要望に対し、「農業塾の修了生やイチゴの新規参入を考えている者に対して、就農にかかわる初期段階の不安要素を払拭するための支援策を今年（令和元年）から始動する」との回答がありましたが現在どうなっていますか？ さらに今後、支援対象者の門戸をもっと広げると

共に支援内容の充実をお願いします。

(回答)

農業塾の修了生やイチゴの新規参入を考えている者に対して、ビニールハウスや農機具等を貸し出すことで実習を通してノウハウを身につけてもらい、就農に係る初期段階の不安要素を払拭する支援として、寺戸地区に「農業版コワーキング施設」を設置しました。現在は3人の研修生がイチゴ栽培を行っています。今後も農業塾と連携して、支援対象者を増やすと共に、支援策についても検討していきます。

- ③収穫等の繁忙期に人手確保のためハローワークの紹介だけでなく、農業パートの人材登録・紹介制度を作ってほしいとの要望に対し、真美ヶ丘地区のアクティブシニアや主婦層、大学生等に農繁期に農作業をしてもらう仕組みを検討しているとの回答がありましたが、現在どんな仕組みができていますか教えてください。

(回答)

真美ヶ丘地区のアクティブシニアや主婦層、大学生等に農繁期に農作業をしてもらい、農家の負担を軽減できる仕組みを「(仮称)産業総合振興機構」において検討します。

- ④今年から「国連家族農業の10年」が始まっています。国連は、家族農業こそが世界の圧倒的多数の農業経営体(約90%)と食料生産(約80%)を担っており、また、持続可能な農業の無くてはならない担い手であることに注目して決定したもので、広陵町にとっても大きな励みになるものです。町としてもこの「国連家族農業の10年」の取組みを具体化し、必要な予算措置と体制を作って家族農業の振興を図って下さい。

(回答)

「国連家族農業の10年」の取組みを具体化するためには、まず、各農家の意識調査が必要です。そのため、「人・農地プラン」の実質化のために、地域でしっかり話し合いをし、どのような施策が必要かを検討していきます。

72. 生産費を下回る米価、後継者不足等により農家の米作り離れが加速しています。さらに10月から実施された消費税増税により米作り離れに拍車がかかるのではないかと危惧されます。米は農業生産の主力を占めており、その減少は食料自給率の低下にもつながります。県とも協力して米の再生産を保障し、持続可能な米作りを維持できるよう必要な支援策を講ずるよう要請します。また、政府に対して「個別所得補償」の復活を求めるとともに米の輸入規制など再生産可能な米価を確保するよう求めてください。

(回答)

国や県でも、「米に関するマンスリーレポート」で主食用米等の需給見通しを示し安定した米の供給の実現に向けて動いているところであり、町においても農家の代表が集まる場で需給に応じた米生産について説明しているところでもあります。

国の制度として、米の直接支払交付金は廃止となりましたが、水田活用の直接支払い交付金については継続して実施されており、今後とも米の販売価格の動向を見据え、対策を検討していきます。

73. 地産地消と食の安全を進めるために

- ① 学校給食への地場産農畜産物(町内産及び県内産)の使用率が全く向上していません。使用

率向上の数値目標をもって追求してください。特に米を中心にじゃがいもや玉ねぎ等主力食材の地場産品使用を具体的に検討してください。そのためにも計画的に生産・供給する体制（委託生産など）を町のリーダーシップで整備してください。食材のコストダウンにもつながると思います。

(回答)

学校給食においては、地場産物及び県内製造品の使用については積極的に取り組んでおり、使用割合におきましても前年の割合から増加しております（小学校24.7%→31.0%、中学校20.2%→39.8%）。学校給食に地場産物を利用する場合には、必要数量が安定的に確保されることが必要となることから、今後も奈良県農協や広陵町、香芝市の各農家と連携し、計画的に生産・供給する体制について、関係課と協議の上検討してまいります。

② 学校給食食材の残留農薬、細菌、添加物検査を抜本的に強化してください。現状の年1～2回、1品目程度の検査では不十分で、検査対象品目をふやすことやパンや麺なども検査対象に加える必要があります。今問題となっているグリホサートやネオニコチノイド系農薬は検査されていますか。

(回答)

学校給食食材の検査につきましては、現在年3回検査を行い、安全性を計画的に確認しています。残留農薬はネオニコチノイド系農薬を含む105成分について検査を行っており、パンなどの県供給物資につきましてもグリホサートを含む農薬検査を実施しております。今後も必要に応じて検査の実施を行ってまいります。

③ 農家が運営する直売所、朝市のマップを作成していただきましたが町民にはほとんど知られていません。せっかくのマップが生きるよう、少なくとも年1回以上町広報誌やホームページでPRしてください下さい。「買い物難民」対策にもなると思います。

(回答)

直売所や朝市のマップを掲載したパンフレットにつきましては、各地域で行うイベント等で配布しているところです。今後は町ホームページや広報でPRしていきます。

7.4. 「特定農業振興ゾーン」設定とその関連事項について

① 県と町は寺戸地区と百済川向地区に「特定農業振興ゾーン」を設定しましたが、その目的は何ですか。また具体的にどんな計画をしていますか。従来から「農業振興地域」と「農業振興地域整備計画」がありますが、それとの関係はどうなりますか。

(回答)

「特定農業振興ゾーン」の設定の目的は、農地を有効活用し農業の生産性の向上を図るため、耕作放棄地の解消や農地の集団化や集約化を目指すものです。本町には2つの地域がありますが、寺戸地区においてはイチゴ栽培を中心とした担い手への市集約化と高収益作物への転換、また、百済地区においては圃場整備事業による農地の集団化と集落営農組織等への担い手への集約化を計画しています。

また、今回設定した2地区については、本町の「農業振興地域整備計画」においては農業振興地域内の農用地になっています。

② 昨年「農業振興地域整備計画」の見直しが行われていますが、今回の見直しのポイント

は何ですか。それとともに農用地利用計画（農用地除外、編入）の申請受付が行われましたがその結果を教えてください。

(回答)

毎年の「農業振興地域整備計画」の見直しについては、転用等による農用地の面積の減です。転用をする場合には農用地利用計画の申し出が必要です。申し出があった場合には、広陵町農業振興地域整備調整審議会において農用地の転用をする必要があるのかを精査して決定しています。③多くの農地をつぶして住宅開発が進められていますが、農業振興、環境保全・防災の観点からも安易に農地を宅地化するのではなく、農地を保全し、家族農業を守り、振興する政策へ転換すべきではないでしょうか。

(回答)

現在、住宅開発が行われている農地は、市街化区域と市街化調整区域の指定区域となっています。農用地での開発において、農家住宅以外は出来ません。

75. 昨年3月、「主要農産物種子法」が廃止され、今後そのマイナス影響が農家に波及することへの不安が広がっています。国と県に対し「種子法」の復活を、また県に対し種子法に代わる県条例の制定を要請してください。

(回答)

主要農作物種子法は、米・麦・大豆の3種目を対象として、食料安定供給のために国が都道府県に対して種子生産や有料品種の買う初選定を義務づけていたものでありますが、種子生産者の技術水準の向上、全国一律の品種選定試験の必要性の低下及び民間事業者による種子生産の促進が必要とされる状況を踏まえ、このたび廃止されたもので、町といたしましては法律廃止前と変わらず今後も継続して主要農作物の優良な品種を確保し、栽培農家へ安定供給するという県の種子生産体制を鑑みながら、町内の農業振興に寄与したいと考えています。

76. 今年10月1日実施された消費税10%への増税と複数税率が農家や中小業者に大きな負担となっています。それに加えて2024年に導入予定のインボイス制度は農家や中小業者に決定的な大打撃となります。インボイス制度の導入に反対してください。また、9月に調印された日米貿易協定は農産物の輸入自由化を促進し日本農業に大打撃を与えます。この日米貿易協定承認に反対してください。

(回答)

地方自治体が制度の是非について意見を表明することが適切でないと考えます。

77. 県下自治体で初めてわが町で制定された中小企業・小規模企業振興基本条例に基づいて、振興計画や施策の検討会・審議会などに町民や民主商工会が参加することは可能ですか。また、広陵町の小規模業者の声を地域づくりに反映させるため、都合がよろしければ民主商工会と各部課との懇談の機会などをいただきたい。

(回答)

中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく振興計画を遂行していくためには、事業所や関係機関とワークショップを開催し施策の検討をしています。

条例には中小企業関係団体等の役割や町民の理解と協力が定められており、役割に応じて参加、懇談等は可能です。

78. 箸尾準工業地区の開発造成計画について、町が買収するのではなく、土地所有者による土地区画整理事業とするか、あるいは町が仲介の労を取るなど援助する手法に変更するようにして下さい。この事業の中で益が出て損が出て、土地区画整理組合において精算するようにして下さい。北側A地区では面積の57%をある企業とその企業の役員が所有しています。ここも含めて町が買収するのは、町が説明している企業誘致という目的から見てかなりの無理があります。

(回答)

当地区は、準工業地域でありながら、道路等の公共インフラ施設が未整備のため有効な土地活用ができず、町にとって損失となっています。地権者からの土地活用の要望を受け、町がインフラ整備を行い、土地活用は、ご提案のように、地権者が連携して行う地区計画等の手法について、地権者協議を進めましたが、合意形成が進みませんでした。

現在、京奈和自動車道など高速道路ネットワークの整備により、県内への企業立地が活発化しており、町としても本事業を推進し企業集積による地域活性化を図ります。

79. マイナンバー制度の導入により、全国で自治体の通知書誤送付などにより個人情報漏洩した事例が出ています。町の各種手続きの際の番号管理体制や、問題が起こった場合の対処についての説明をお願いします。わずか11%の町民しかマイナンバーカードを持たず、盗難や紛失などで大きな損害が出る恐れがあるこの制度はこの際廃止するように国にはたらきかけて下さい。

(回答)

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に散在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるなど、行政の効率化、国民の利便性の向上、さらには、公平・公正な社会の実現を図ること目的とした制度です。

地方税分野に関しましては、確定申告書や給与支払報告書、国税庁から提供される法定調書などにマイナンバーの記載がされ、番号による名寄せや突合の精度が向上します。また、情報提供ネットワークシステムを通じ、迅速な調査を実施することで正確・公正な課税が実現します。提出されたマイナンバー記載の資料は鍵付きのロッカー等で適正に保管・管理をしています。

マイナンバーカードのセキュリティ対策といたしましては、ICチップ内の情報は必要最低限の情報のみが記録され、税情報や年金給付情報等、プライバシー性の高い情報は記録されていません。また、ICチップ内の各アプリケーション間は、暗証番号等のアクセス権情報を設定することにより、各サービス用システムから異なるアプリケーションへのアクセスを制御しており、暗証番号の入力も一定回数以上間違えると、カードがロックされる仕組みとなっています。

また、マイナンバーカードの偽造目的等の不正行為に対しましては、ICチップ内の情報が不正に読み出され、解析されようとした場合、自動的に内容が消去される等の対抗措置(耐タンパー性)が講じられ、高いセキュリティ性を確保しています。その他、レーザーエンブレブやマイクロ文字など、券面の偽変造を防止するためのセキュリティ加工も施されています。

これらの厳重なセキュリティ対策とともに、マイナンバー法による厳格な安全性に基づき運用される当該制度は、これからも継続されるべきであると考えます。

80. 頻発する自然災害への対策として、危険個所や老朽化したインフラの調査・解消や災害時の復旧復興計画に地域を熟知する地元中小業者を位置付けて下さい。

(回答)

災害警戒体制等においては、本町と防災協定を締結しております広陵町建設業協会が迅速な対応出来るよう待機体制をとり、緊急体制や復旧工事にご協力いただいています。